２　この法律において「国際博覧会条約」とは、千九百八十八年五月三十一日に総会において採択された千九百二十八年十一月二十二日の国際博覧会に関する条約（千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書並びに千九百八十二年六月二十四日の改正によって改正され及び補足されたもの）の改正により改正された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書並びに千九百八十二年六月二十四日の改正によって改正され及び補足された国際博覧会に関する条約をいう。

（二千二十五年日本国際博覧会政府代表）

第二条　外務省に、二千二十五年日本国際博覧会政府代表（以下「代表」という。）一人を置く。

２　代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

（任務）

第三条　代表は、二千二十五年日本国際博覧会に関する事項について、国際博覧会条約（国際博覧会条約第二十七条の規定に基づいて制定された二千二十五年日本国際博覧会一般規則を含む。）の定めるところにより、日本国政府を代表することを任務とする。

第四条　関係府省の長は、代表の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置をとるものとする。

（任免）

第五条　代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。

２　代表は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

（給与及び災害補償）

第六条　代表の俸給月額は、百十七万五千円とし、その他代表の給与、代表の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた代表に対する福祉事業については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十三号までに掲げる特別職の職員の例による。

附　則

１　この法律は、令和四年四月一日から施行する。

２　この法律は、二千二十五年日本国際博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

内閣総理大臣　岸田　文雄
外務大臣　林　芳正
経済産業大臣　萩生田光一

令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第十五号

令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　国際園芸博覧会協会（第二条―第十条）
第三章　博覧会の円滑な準備及び運営のための支援措置
　第一節　国の補助（第十一条）
　第二節　国有財産の無償使用（第十二条）
　第三節　寄附金付郵便葉書等の発行の特例（第十三条）
　第四節　博覧会協会への国の職員の派遣（第十四条―第二十五条）
第四章　主務大臣等（第二十六条）
第五章　罰則（第二十七条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、令和九年に開催される国際園芸博覧会（以下「博覧会」という。）が国家的に重要な意義を有することに鑑み、博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際園芸博覧会協会の指定等について定めるとともに、国の補助、国有財産の無償使用、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずるものとする。

第二章　国際園芸博覧会協会

（指定等）

第二条　主務大臣は、主務省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であって、第四条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、国際園芸博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）として指定することができる。

２　主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、博覧会協会の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

３　博覧会協会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

４　主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示するものとする。

（指定の有効期間）

第三条　前条第一項の規定による指定（第五条第一項及び第十条において「指定」という。）は、令和十二年三月三十一日までの間に限り、その効力を有する。

（業務）

第四条　博覧会協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　博覧会の準備及び運営を行うこと。

二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（事業計画等）

第五条　博覧会協会は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、前条各号に掲げる業務（以下「博覧会業務」という。）に係る事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、主務大臣に提出しなければならない。

２　博覧会協会は、前項の事業計画書又は収支予算書を変更するときは、主務省令で定めるところにより、当該変更に係る事業の開始又は予算の執行の日までに、変更後の事業計画書又は収支予算書を主務大臣に提出しなければならない。

３　博覧会協会は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、博覧会業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、主務大臣に提出しなければならない。